

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を することができる場合	今回の契約が左記に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、発注者支援として令和 4 年 9 月に被災した道路の復旧に係る、トンネル工事の設計書作成を行うものである。</p> <p>積算業務は、機密性の高い岐阜県設計積算プログラムを用いて行うものであり、業務委託先には、岐阜県設計積算プログラムの使用を認められているとともに、秘密保持及び中立性の確保が必要とされる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>(公財) 岐阜県建設研究センターは、岐阜県建設積算システム提供規程により岐阜県設計積算プログラムの使用を認められた団体である。</p> <p>また、品確法に基づき、国土交通省中部地方整備局と東海 4 県 3 政令市で構成する「品質確保に関する推進協議会」において、県内で唯一「公共工事発注者支援機関 (土木・建築)」の認定を受けている団体である。</p> <p>以上により、(公財) 岐阜県建設研究センターと随意契約したい。</p>